

## 定款変更案等の一部修正の新旧対照 (修正部分のみ記載)

## 1 定款変更案

原 案	修 正 案
<p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第 11 条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 総社員の同意があったとき</p> <p>(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき</p> <p>(4) 死亡若しくは失踪宣告を受け又は法人若しくは社団を解散したとき</p> <p>(5) 除名されたとき</p> <p>(除名)</p>	<p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第 11 条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総社員の同意があったとき</p> <p>(3) 死亡又は法人若しくは社団を解散したとき</p> <p>(4) 除名されたとき</p> <p>(除名)</p>
<p>第 13 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 電波法第 76 条第 3 項の規定による無線局の免許の取消を受けたとき又は同法第 79 条第 1 項の規定による無線従事者の免許の取消を受けたとき</p> <p>(2) 本連盟の定款又は規則に違反したとき</p> <p>(3) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に反する行為をしたとき</p> <p>(4) 会員として重要な義務を履行しないとき</p> <p>(5) その他正当な事由があるとき</p> <p>2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、会長は除名した旨の通知をしなければならない。</p> <p>第 4 章 社員</p> <p>(社員の数、選出方法等)</p>	<p>第 13 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>第 4 章 社員</p> <p>(社員の数、選出方法等)</p>

第18条 本連盟の一般社員・財団法人法上の社員を100人以上、140人以内とする。

- 2 社員を選出するため、正員による社員選挙を2年に一度、4月に行う。社員選挙を行うために必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
- 3 社員は、正員の中から選ばれることを要する。正員は、前項の社員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の社員選挙において、正員は、他の正員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が社員を選出することはできない。

(理事の職務等)

第23条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、本連盟の業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定める職務規定により、本連盟の業務を分担執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期等)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充された役員任期は、その選任時に在任する役員任期の満了すべきときまでとする。

(解任)

第18条 本連盟の一般社員・財団法人法上の社員を100人以上、140人以内とする。

- 2 社員を選出するため、正員による社員選挙を2年に一度、4月に行う。社員選挙を行うために必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
- 3 社員は、正員の中から選ばれることを要する。正員は、前項の社員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の社員選挙において、正員は、他の正員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が社員を選出することはできない。
- 5 社員に欠員が生じ第1項に規定する社員の数の下限を下回ることとなった場合は、補充の選挙を行う。補充された社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了するときまでとする。

(理事の職務等)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、本連盟の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定める職務規定により、本連盟の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 補充された役員任期は、その選任時に在任する役員任期の満了するときまでとする。

(解任)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、社員総会において総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によらなければならない。

#### 第 6 章 顧問及び参与 (顧問)

第 29 条 本連盟に顧問を若干人おくことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任する。
- 3 顧問は、本連盟の運営に関して、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第 39 条 社員総会に出席できない社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面又は他の出席する社員を代理人として代理権を証明した委任書面を本連盟に提出することにより、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

(議決等の省略)

第 40 条 理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことを社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 社員総会の議事録については、法務省令で定めるところにより、

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によらなければならない。

- 2 顧問は、理事会において任免する。

- 2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議決等の省略)

第 40 条

(注：第 2 項を削除する。)

(議事録)

第 41 条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その

<p>その議事の経過の概要及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、副議長及び社員総会の場で議長が指名した署名人3人以内が、これに署名若しくは記名押印しなければならない。</p> <p>第11章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第61条 この定款は、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。</p> <p>(公告)</p> <p>第67条 本連盟の公告は、<u>電子公告に掲載する方法により行う。</u></p> <p>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。</p>	<p>議事の経過の概要及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、副議長及び社員総会の場で議長が指名した署名人3人以内が、これに署名若しくは記名押印しなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第61条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。</p> <p>(公告)</p> <p>第67条 本連盟の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。</p>
<p>【附則】</p> <p>2 本連盟の第22条第2項に規定する最初の代表理事は〇〇〇〇とし、同項に規定する最初の業務執行理事は〇〇〇〇とする。</p>	<p>【附則】</p> <p>2 本連盟の第22条第2項に規定する最初の代表理事は<u>原 昌三</u>とし、同項に規定する最初の業務執行理事は<u>日野岳 充</u>とする。</p>
<p>5 第18条の規定にかかわらず、この定款施行前に実施された選挙で選出した者をもって、<u>一般社団法人日本アマチュア無線連盟の最初の社員とする。</u></p>	<p>5 この定款の施行後の最初の社員は、第18条と同じ方法であらかじめ行う社員選挙において最初の社員として選出された者とし、その任期は、第19条第1項の規定に係らず、<u>一般社団法人の設立登記を行った時から、平成26年に開催する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。</u></p>

## 2 規則改正案

原 案	修 正 案
<p>(選挙の方法及び定数)</p> <p>第20条 前条第1号に規定する社員を選出する選挙のうち<u>80人</u>は、地方本部区域毎に次のとおり正員の中から正員の選挙により選出する。</p> <p>(1) <u>関東 16人</u></p> <p>(2) <u>東海 12人</u></p>	<p>(選挙の方法及び定数)</p> <p>第20条 前条第1号に規定する社員を選出する選挙のうち<u>84人</u>は、地方本部区域毎に次のとおり正員の中から正員の選挙により選出する。</p> <p>(1) <u>関東 20人</u></p>

- (3) 関西 12人
- (4) 中国 8人
- (5) 四国 4人
- (6) 九州 8人
- (7) 東北 8人
- (8) 北海道 4人
- (9) 北陸 4人
- (10) 信越 4人

2 前項に規定するもののほか、支部区域毎に社員1人を正員の中から正員の選挙により選出する。

3 前条第2号に規定する理事の候補者を選出する選挙は、全国から5人と地方本部区域毎に1人を正員の中から正員の選挙により選出する。

(被選挙権)

第22条 被選挙権は、次のとおりとする。

(1) 第19条第1号の社員を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、引き続き3年以上の正員歴を有し、第20条第1項又は第2項に規定する選出されることとなる当該地方本部区域内又は支部区域内に住所を有する者でなければならない。

(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、引き続き3年以上の正員歴を有する者であり、全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方本部区域内に住所を有する者でなければならない。

2 (略)

第22条 被選挙権は、次のとおりとする。

(1) 第19条第1号の社員を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のア及びイに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること

イ 第20条第1項又は第2項に規定する選出されることとなる当該地方本部区域内又は支部区域内に住所を有する者であること

(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること

イ 全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方

(被選挙権)

第22条 被選挙権は、次のとおりとする。

(1) 第19条第1号の社員を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のア及びイに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること

イ 第20条第1項又は第2項に規定する選出されることとなる当該地方本部区域内又は支部区域内に住所を有する者であること

(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の

立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること

イ 全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方

<p>(略)</p> <p><u>(立候補者の推薦)</u></p> <p><u>第 23 条 第 19 条第 2 号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者は、10 人以上の正員の推薦がなければならない。</u></p> <p><b>【附則】</b></p>	<p><u>本部区域内に住所を有する者であること</u></p> <p><u>ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しない者であること</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(立候補者の推薦)</u></p> <p><u>第 23 条 第 19 条第 1 号の社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3 人以上の正員の推薦がなければならない。</u></p> <p><u>2 第 19 条第 2 号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者は、10 人以上の正員の推薦がなければならない。</u></p> <p><u>4 社団法人日本アマチュア無線連盟の規則の平成 14 年 7 月 7 日施行の付則第 2 項の規定により、会費の納入を免除されている者の会費の納入については、第 13 条第 1 項の規定に係らず、なお当分の間免除する。</u></p> <p>(参考)</p> <p>先般の総会において、第 7 号議案（会費前納者の取扱いの見直し）が否決されたことに伴う規定の整備。</p>
---	--

(参考) 平成 14 年 7 月 7 日から施行した社団法人日本アマチュア無線連盟の付則第 2 項

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定により、会費の納入を免除されている者については、当分の間従前の例による。

### 3 選挙規程改正案

原 案	修 正 案
<p>第 5 章 候補者 (立候補の届出)</p> <p>第 8 条 選挙に立候補しようとするときは、当該選挙の立候補締切りの日時までに選挙管理委員会会長（以下「選管会長」という。）あての立候補届に本人のアマチュア局の無線局免許状の複写及び住民票の写しを添えて、連盟事務局に提出しなければならない。また、理事の候補者の選挙に立候補し</p>	<p>(立候補の届出)</p> <p>第 8 条 選挙に立候補しようとするときは、当該選挙の立候補締切りの日時までに選挙管理委員会会長（以下「選管会長」という。）あての立候補届に規則第 23 条に規定する正員の推薦書、本人のアマチュア局の無線局免許状の複写及び住民票の写しを添えて、連盟事務局に提出しなければならない。ま</p>



ようとする者にあつては、次のものも添付しなければならない。

- (1) 規則第 23 条に規定する正員の推薦書
- (2) 選挙公報に掲載するための文書
- (3) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に規定する役員の欠格事由

に該当しないことを誓

約した誓約書

- 2 前項の立候補届の様式は、選挙管理会が定める。
- 3 立候補届を送付するときは、配達記録が残る郵便又は宅配便によらなければならない。
- 4 選挙公報に掲載するための文書の記載様式及び電子的記載様式は、選挙管理会で定めたものでなければならない。

(候補者の告示)

第 12 条 選挙管理会は、当該選挙の立候補締切りの後、遅滞なく候補者の呼出符号及び氏名を告示する。

- 2 候補者の告示の掲載順は、選挙管理会が行う抽選による。

(投票数)

第 19 条 投票は、規則第 20 条各号に規定する選挙の区分ごとに 1 名の立候補者に対して投票することができる。ただし、同条第 3 号に規定する理事の候補者を選出する選挙のうち、全国から選出する選挙については、当該選挙の定数までの数を投票することができる。

た、理事の候補者の選挙に立候補しようとする者にあつては、次のものも添付しなければならない。

- (1) 選挙公報に掲載するための文書
- (2) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に規定する役員の欠格事由に

該当しないことを誓約した誓約書

- 2 (略)
- 3 立候補届を送付するときは、配達記録が残る郵便等によらなければならない。
- 4 (略)

(候補者の告示)

第 12 条 選挙管理会は、当該選挙の立候補締切りの後、遅滞なく候補者の呼出符号及び氏名を告示する。なお、立候補受付期間の途中の時点で立候補者の受付状況を受付順に連盟の Web 上に掲載する。

- 2 (同左)

(投票数)

第 19 条 (注：ただし書きを削る。)

#### 4 臨時社員選挙実施要領案

原 案	修 正 案
<p>(選挙の定数および方法等)</p> <p>第 3 条 社員の定数は、地方本部区域ごとに次のとおりとし、それぞれ当該区域の正員の中から正員の選挙により選出する。</p>	

- (1) 関東 16人
- (2) 東海 12人
- (3) 関西 12人
- (4) 中国 8人
- (5) 四国 4人
- (6) 九州 8人
- (7) 東北 8人
- (8) 北海道 4人
- (9) 北陸 4人
- (10) 信越 4人

2 前項に規定するもののほか、支部区域ごとに社員1人として、当該区域の正員の中から正員の選挙により選出する。

(立候補届)

第10条 臨時社員選挙に立候補しようとするときは、立候補締め切りの日時までに、本人のアマチュア無線局免許状の複写及び住民票の写しを添えて、選挙管理会あてに立候補届を提出しなければならない。

(選挙の時期)

第8条 臨時の社員選挙は、第52回通常総会において定款変更案承認の後、一般社団法人設立登記の日までに行うものとし、選挙の日程は選挙管理会が定める。

附則

本実施要領は、平成22年5月30日(総会承認の日)から施行する。

- (1) 関東 20人

(立候補届)

第10条 臨時社員選挙に立候補しようとする者は、立候補締め切りの日時までに、規則第23条第1項に規定する正員の推薦書、本人のアマチュア無線局免許状の複写及び住民票の写しを添えて、選挙管理会あてに立候補届を提出しなければならない。

(選挙の時期)

第8条 臨時の社員選挙は、平成22年11月21日に開催する臨時総会において定款変更案承認の後、一般社団法人設立登記の日までに行うものとし、選挙の日程は選挙管理会が定める。

附則

本実施要領は、平成22年11月21日(総会承認の日)から施行する。